

当院における人員配置基準について

当院は、厚生労働大臣が定める看護をおこなっている医療機関です。下記人員配置基準により、看護・介護にあらせていただいております。

1. 療養病棟入院基本料 1

・病棟：F1 東、F1 西、F2 東、F2 西、E1（5 病棟） 290 床

平均して、入院患者様 20 人に対して 1 人以上の看護職員（看護師比率 20%以上と、入院患者様 20 人に対して 1 人以上の看護補助者がいます
（療養入院 第 671 号・令和 2 年 9 月 1 日）

2. 精神病棟入院基本料 15 対 1、看護補助加算（看護補助加算 2、看護補助充実体制加算 1）

・病棟：B1、2A、6C、6E、C2 北（5 病棟） 280 床

平均して、入院患者様 15 人に対して 1 人以上の看護職員（看護比率 40%以上）と、入院患者様 50 人に対して 1 人以上の看護補助者がいます
（精神入院 第 2146 号・平成 28 年 2 月 1 日）
（看補 第 775 号・令和 6 年 7 月 1 日）

令和 7 年 5 月

